

事 務 連 絡

令和4年3月14日

別記団体 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく国会調査に対する協力依頼について

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（平成31年法律第14号）第21条において、国は、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査その他の措置を講ずるものとされており、当該調査につきましては衆参国会調査室において行われているところです。

厚生労働省は、国会当局からの協力依頼に基づき、当該調査に協力しているところではありますが、今般、国会において、旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく医療機関・福祉施設調査について（依頼）（令和4年3月14日衆議院調査局厚生労働調査室長・参議院調査局厚生労働調査室長）により、医療機関・福祉施設を対象とした調査を実施することとなりました。

別添のとおり、医療機関及び福祉施設に対して調査を依頼したところですので、貴団体におかれては、会員医療機関・施設に対して周知いただくよう御協力をお願いいたします。

[照会先]

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

課長補佐 芝真理子 企画調整係 内山諒子 柳沼忠仁 松尾瞳

直通：03-3595-2544 FAX：03-3595-2680

(別記団体)

日本医師会

日本産婦人科医会

四病院団体協議会

全国社会福祉協議会

全国児童心理治療施設協議会

全国児童自立支援施設協議会

全国婦人保護施設等連絡協議会

全国身体障害者施設協議会

日本知的障害者福祉協会

日本重症心身障害福祉協会

全国肢体不自由児施設運営協議会

衆 調 発 第 7 号
参 調 発 第 3 号
令和4年3月14日

医療機関・福祉施設の長 殿

衆議院調査局厚生労働調査室長
(公 印 省 略)

参議院厚生労働委員会調査室長
(公 印 省 略)

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく医療機関・福祉施設調査
について (依頼)

衆議院厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室では、衆議院及び参議院厚生労働委員長の命により、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」(平成31年法律第14号)第21条に基づく調査を(別紙)により実施しているところです。

つきましては、旧優生保護法が存在した昭和23年から平成8年までの間の優生手術の実施状況等に関して調査を行いますので、(別添1)の調査要領に基づき、(別添2)の調査票に必要事項を記入の上、調査票及び現時点で保有している優生手術に関する記録や資料等の写しを令和4年6月30日(木)までに御提出いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

[送付資料]

- ・(別添1) 調査要領
- ・(別添2) 調査票
- ・(別添3) 旧優生保護法関係法令参照条文

令和2年6月17日

旧優生保護法一時金支給法第21条に基づく調査について

衆議院厚生労働委員会理事会
参議院厚生労働委員会理事会

1. 調査の目的

旧優生保護法が存在した昭和23年から平成8年までの間、優生手術等が行われてきたことについて、旧優生保護法の制定・改正の経緯、社会的背景、優生手術の実施状況等に関して調査を行い、もって共生社会の実現に資することを目的とする。

2. 調査項目

- 旧優生保護法の立法過程
 - ・ 制定過程
 - ・ 改正過程
 - ・ 平成8年改正（優生関係規定の削除）の経緯
- 優生手術の実施状況等
 - ・ 法定手術の件数の推移、手術の実施状況、法定外手術の有無等
 - ・ 行政機関の果たした役割、民間団体の活動状況等
- その他
 - ・ 優生思想の歴史、諸外国における施策等

3. 調査期間

おおむね3年

4. 報告書原案の作成主体

報告書の原案は、衆議院厚生労働調査室及び参議院厚生労働委員会調査室が分担し、国立国会図書館の協力を得て作成する。

5. 手続等

- 衆参の厚生労働委員長からそれぞれ衆参の厚生労働調査室に命令（国立国会図書館に対しては協力要請）する。
- 報告書の原案は、同じ内容のものを衆参の厚生労働委員長に提出する。
- 衆参の厚生労働委員長からそれぞれ衆参議長に報告することが考えられる。

6. 作業手法

文献調査、資料収集、民間団体等を含む関係者からの説明聴取等

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する 一時金の支給等に関する法律 概要

平成31年4月24日公布

第1 前文

- ・ 旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。
- ・ 今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、共生社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにする。
- ・ 国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、本法を制定する。

第2 対象者(旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者)

①又は②の者であって、施行日において生存しているもの。

① 旧優生保護法が存在した間(※)に、優生手術を受けた者(母体保護のみを理由として受けた者を除く。)

② ①の期間に生殖を不能にする手術等を受けた者(④～⑥のみを理由とする手術等を受けたことが明らかな者を除く。)

④ 母体保護 ⑤ 疾病の治療 ⑥ 本人が子を有することを希望しないこと。
⑦ ⑧のほか、本人が手術等を受けることを希望すること。

※昭和23年9月11日～平成8年9月25日

第3 一時金の支給

1 一時金の支給

国は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、一時金(320万円)を支給(非課税)

2 権利の認定等

- ① 一時金受給権の認定は、請求(都道府県知事の経由可)に基づいて、厚生労働大臣が行う。
- ② 請求期限は、5年(検討条項あり。)
- ③ 都道府県知事・厚生労働大臣は認定に必要な調査を行う。

3 旧優生保護法一時金認定審査会による審査

- ① 厚生労働大臣は、対象者(第2①)であることが明らかな場合を除き、認定審査会の審査を求める。
※ 認定審査会:厚生労働省に設置し、医療、法律、障害者福祉等に関する有識者で構成
- ② 認定審査会は、請求者の陳述、医師の診断、診療録等を総合的に勘案して、適切に判断
- ③ 厚生労働大臣は、認定審査会の審査結果に基づき認定

4 相談支援等

- ① 支給手続について十分かつ速やかに周知(国・都道府県・市町村)
- ② 相談支援その他請求に関し利便を図る。(国・都道府県)
※ 障害者支援施設、障害者支援団体等の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮

第4 調査等及び周知

1 調査等(第21条)

国は、前文で述べたような事態を二度と繰り返すことのないよう、共生社会の実現に資する観点から、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査その他の措置を実施

2 周知

国は、本法の趣旨・内容について、広報活動等を通じ国民に周知を図り、理解を得るよう努める。

第5 施行期日

公布日(認定審査会については、公布日から2月後)